

◎大和市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により、準用河川管理施設等（法第100条第1項の規定により準用される法第13条に規定する河川管理施設及び法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物をいう。以下同じ。）の構造について、管理上必要な技術的基準を定めるものとする。

【解説】

- ・本条例を制定する趣旨を明示しています。準用河川管理施設（堰、水門、堤防、護岸、床止めなどの施設のこと、河川管理者が設置及び管理し、河川の流量や水位を安定させたり、洪水による被害を防止したりするなどの機能を持つ施設です。）の管理上必要な技術的基準を定めているものです。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第179号）において使用する用語の例による。

【解説】

- ・本条は、用語の内容について説明しています。

(準用河川管理施設等の構造の技術的基準)

第3条 準用河川管理施設等は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- (1) 準用河川管理施設等は、計画高水位以下の水位の流水の作用（堤防にあっては計画高水位以下の水位の流水の通常的作用）に対して安全で、かつ、その付近の河岸及び準用河川管理施設等の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。
 - (2) 堰、水門、樋門、準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚その他計画横断形に影響を及ぼすおそれがある準用河川管理施設等は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、かつ、これらに接続する河床及び河岸の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。
- 2 準用河川管理施設等の構造について準用河川の管理上必要とされる技術的基準は、法第13条第1項及び前項各号に掲げる基準に適合するよう規則で定める。

【解説】

- ・準用河川管理施設等の構造の技術的基準について定めています。

- ・準用河川とは、河川法第100条第1項の規定に基づき市長が指定したものをいいます。
- ・計画高水位とは、計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいいます。
- ・準用河川管理施設とは、堰、水門、堤防、護岸、床止めなどの施設のことで、河川管理者が設置及び管理し、河川の流量や水位を安定させたり、洪水による被害防止などの機能を持つ施設です。
- ・^{せき}堰とは、取水、分水、放流または塩害の防止等を目的として。流水をせき上げ、調節するために河川を横断して造られる施設です。
- ・水門とは、河川や運河、湖沼、貯水池などに設けられる構造物のことで、可動式の仕切り（門扉）によって水の流れや量を制御し、高水時には堤防としての機能を持ちます。
- ・^ひ樋門とは、堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設です。
- ・河床とは、川の底の地盤や、川の流れる所の地盤、川底となる地面のことをいいます。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・本条例に規定する内容で、さらに詳細に規定する必要がある事項は、「大和市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める規則」に定めます。